

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

わが国の労働者共済の起源（2）

『友愛会と相互扶助活動』

・中央学院大学講師（企業福祉論）・（社）企業福祉・共済総合研究所専任講師 永野俊雄

友愛会の成立と展開

1911（明治44）年の幸徳事件により、それまでの社会主義運動は全く閉塞状態を余儀なくされ、いわゆる社会主義運動の「冬の時代」を迎えることとなった。労働運動についても極度の困難な状況にあった。しかし、このような状況下でも、労働者の生活向上をめざす運動の根は、絶えはしなかった。その代表的なものが1912（大正元）年8月1日に創立された友愛会である。

困難な社会条件のもとに発足した友愛会は、したがって、前の時期の運動の系譜とは断絶し、白面の青年インテリ鈴木文治の手によって、統一基督教弘道会の支援のもとに生み出された。創立当時はわずか15名に過ぎなかった。

1912（大正元）年11月に機関紙『友愛新報』を発刊し、組織の有力な手段を得たことにより、会員数は以後急速に増大し、東京以外の地にも支部が生まれ始め、1913（大正2）年10月31日、創立1周年記念大会を開いたときには、会員数2,000名に達した。

友愛会の創立準備の会合で鈴木文治は、会の名称について次のような提案をした。「…そこで私は然らば「友愛会」といふ名はどうかと言ひ出した。といふのは英國にフレンドリー・ソサイティーといふのがあるが、それは訳せば友愛会となる。フレンドリー・ソサイティーは今日も引続き各方面にあるが、わけて労働者が所謂「団結禁止法」の彈圧の下に組合組織の自由を有せず、フレンドリー・ソサイティーの名の下に共済、親睦、娯楽等を目的とする団体たることを標榜して、着々組合建設の方向へ進んだことは、頗る賢明な方法であった。日本の労働者も今は正しく隠忍して力を養ふべき時である…。…日本の労働運動も、大体英國流の労働運動の流儀に従ふことを、最も健全なる行き方であると考へて、茲に「友愛会」の名称を付与することとしたのである。」（鈴木文治『労働運動20年』・昭和6年5月28日）

この様にして発足した友愛会の綱領は以下の通りである。

友愛会綱領

- 一、我等は互に親睦し、一致協力して、相愛扶助の目的を貫徹せんことを期す
- 一、我等は公共の理想に従ひ、識見の開発、徳性（道徳品性）の涵養、技術の進歩を図らんことを期す
- 一、我等は協同の力に依り、着実なる方法を以て、我等の地位の改善を図らんことを期す

1914（大正3）年1月より実施された「友愛会会則」は9章、31条で構成されている。第8条に友愛会の事業を推進する事業部の設置に関する条文がある。

第八条 本会ハ左ノ事業部ヲ設置シ、夫々ノ規定ニ依リテ之ヲ遂行ス

但シ時宣ニヨリ事業ノ種類ヲ増減スルコトヲ得

一 法律顧問部

二 医療部

三 体育部

四 貯金部

五 娯楽部

六 出版部

七 慰問部

八 講演部

九 図書部

この会則で分かるとおり、発足当初は、共済部は事業部として存在していなかった。

友愛会の共済活動

友愛会の組織が大きくなり、遠隔地に働く会員が増えることに対応して、支部・分会を設けるようになった。1913（大正2）年に5つあった支部・分会が、1916（大正5）年には（設立と消滅を相殺して）98の支部・分会が設けられていた。

支部・分会の活動は、毎月一回例会を開き、それぞれの地方、地区の名士（小学校長、僧侶、会社役員など）を招いて、品性の向上あるいは修養についての講話を聞き、ついで講談、浪曲、筑前琵琶などの余興、若干の支部では会員の五分間演説などが行なわれるのが普通で、それ以外では機関紙を配布し、会費を徴収し、入会受け付けをする程度であった。

相互扶助的な活動として友愛会の支部、分会がとりあげたのは、共済活動であつた。当時の労働者の生活は不安定であり、明治末以来、大企業では企業側がイニシ

アティブを取って、共済組合を結成し、労働者の生活安定化を図っていたが、労働階級全体として見れば、なお極めて限られていたから、友愛会員にとってはその要望は少なくなかった。支部・分会の積極的な活動として最も一般的だった共済活動であったが、その活動の内容ははなはだ貧弱であった。明治 30 年代の組合の共済活動に比べて見ても、雲泥の差が見られる。

他の活動に遅れてスタートした共済部については、「我国の労働者の最大急務は共済機関を完備するにあり」と認めながらも、「資力の不十分なる現時に於ては満足なる成績を挙げ得ざるも、出来得る限りの努力をなし」(『労働及産業』大正 4 年 11 月) として、その実際の活動は支部に委ねられていた。これを本芝支部について見ると、病氣で一ヶ月以上休業する者に対し、「金五十銭位の鶏卵一箱を見舞として贈与」し、死去の際は香料金として「金一円を贈与」する程度に過ぎなかつた。

支部の中でも積極的な共済活動の一例として、荏原支部共済部規約は以下のようなものである。

荏原支部共済部規約

- 第一条 当共済部ハ友愛会荏原支部所属ノ会員有志ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二条 当共済部ハ本会会費（拾銭）以外ニ共済金トシテ毎月五銭宛出金スルノ義務ヲ有ス
但シ集金ノ際ハ本会会費（拾銭）及共済金（五銭）トヲ合計シテ会費拾五銭トシテ受領証ヲ発行ス
- 第三条 当共済部員ニシテ左ノ各項ニ該当スル者に対シテ金円ヲ給付ス
- 一、本人入営スル時（但丁年召集又ハ戦時召集ニ限ル）
 - 二、本人作業ノ為メ負傷シ休業一週間以上ニ亘ル時
 - 三、本人疾病又ハ作業以外ニテ負傷シ休業二週間以上ニ亘ル時
 - 四、本人死亡シタル時
 - 五、本人結婚シタル時（旧准会員ノミ）
 - 六、本人出産シタル時（旧准会員ノミ）
 - 七、火災ニテ類焼シタル時
- 甲 一家ヲ維持セル者或ハ妻帯シテ同居セル者
- 乙 類焼シタル家族又ハ下宿人或ハ無妻同居人等
- 第四条 第三条第一第二第三第四第五第六ノ各項及ビ第七項ノ甲ニ該当スル者ニ
対シテハ金参円乙ニ該当スル者ニ対シテハ金壱円五十銭ヲ給付ス
- 第五条 第三条各項ニ該当シ金円ヲ受取ルヘキ者ハ本人若クハ其家族トス
- 第六条 第三条ニ該当シ金円ヲ受取ル者ハ当共済部ニ対シテ受領証ヲ差出スヘシ

第七条 第三条各項ニ該当スル者ニ就テハ其居所ニ幹事若クハ委員ヲ派遣シテ祝意又ハ弔意ヲ表スルト共ニ実地ヲ調査セシメ時宣ニヨリ診断書等ヲ要求スル事有ル可シ

第八条 本規約以外ニ必要ナル事項有ル場合ハ幹部会ヲ開キ其決議ヲ経テ之ヲ実効ス

第九条 当共済部ノ会計ハ之ヲ独立トシ荏原支部会計係ニ於テ管理スルモノトス

大正三年十二月

友愛会荏原支部

(『労働及産業』第41号・大正4年1月1日)

友愛会はその後、発展的に1919(大正8)年に大日本労働総同盟友愛会に、1921(大正10)年に日本労働総同盟となった。総同盟では「建設的事業」として、共済事業にも取り組んだ。総同盟が共済事業の全国統一を考え、取り組んだのは1933(昭和8)年に入ってからである。この頃、関東では東京鉄工組合が活発に取り組んでいた。

中央合同労働組合では1933(昭和8)年4月から本部に共済部を設置し共済事業を統一化した。その共済会の目的は「組合員相互扶助ノ精神ニ基キ左ノ規定ニ依リ共済ヲナスモノトス」とし、5段階の給付内容を決めた。それは死亡の場合2カ年以内の契約で最低7円であり、15カ年以上で最高100円の支給となっていた。このほか公傷、私傷によ不就労が10日以上2週間になるときは3円の見舞金給付金を出し、さらにそれ以上は1日につき公傷で20銭、私傷で30銭の割りで給付金を支給する、などであった。

掛金は男子組合員10銭、女子組合員8銭であった。それは他の組合の場合と違って、個人が掛けるのではなく、組合費の中から出すという、新しい方式であった。「組合費以外に負担を重くしない」という方針から出たものであった。共済基金は合同本部会計から10,000円を支給した。

総同盟本部では、このような共済事業が各組合で活発になっていったので、その健全な発展を図るために共済組合の原則の確立を決めた。1933(昭和8)年4月の第2回中央委員会で提案の「相互共済組合の原則確立と普及に就いて」の議案によるものであり、内容は次の通りである。

相互共済組合の原則

- 一、所属組合に対し共済施設実施に関する注意を喚起し、各組合が各地方に於て可及的速やかに共済組合を設置するやう勧告すること
- 二、総同盟本部は将来之等地方的共済組合を全国的に統一するものとし、之を実現する事を容易ならしめんが為全国的共済組合の大綱を中央委員会に於て立

案す

三、各地方的共済組合は来る可き全国的統一を慮り画一的に①掛金、強制保険の場合は五銭、任意保険の場合二十銭②給付実施は加入より六ヶ月以上一ヵ年据置のこと、と規定すること

この原則の確立は、多大の給付を始め、加入者の少ないことによる共済事業の破綻を防ぐためであった。

友愛会の消費(購買)組合

消費組合運動（生活協同組合運動）は 1844 年のイギリスのロッチデール組合に始まった。わが国では明治期の鉄工組合などによって消費組合が設立された。

相互扶助的な性格を持った友愛会のもう一つの活動は、消費組合の組織である。支部としては、雇主と交渉して労働条件の改善を図るより、消費を合理化することによって、生活の改善を図ろうとした点で、この活動は注目される。

友愛会の会員数の増大とともに、1914（大正 3）年に入り消費組合についての関心が高まり、9 月の協議会で会則の改正案の中に「信用組合（購買組合）設立に関する件」が提案された。また、11 月には「友愛会の事業」案内の中で「消費組合を組織して以て日常生活品を廉価に購求することを図り」と、一部で取り組まれていることを示している。

1915（大正 4）年 10 月 1 日発行の『労働と産業』（第 50 号）には、次のような記事が掲載されている。

消費組合は、会員の実益を増加する上に於て、必要なる事業であるから消費組合規定草案を立ててみた。勿論これは不完全なものである、故に近く早稲田大学の安部教授に、この問題に就ての御講演をも願ひて其上大に修正する筈であるが、各支部に於て既に実行を試みられつつあるが為めに、取り急いで草案を提出した訳である。会員諸君に於て意見を有する人は来月五日迄に御通告あれ。

消費組合草案

- 第一条 支部分会は本部の監督を受け自治体の消費組合を経営することを得
- 第二条 消費組合に加入せんとするものは友愛会会員にして資金五円を拠出するを要す
- 第三条 消費組合は有志者の協同事業とし一般会員に加入を強請すべからず
- 第四条 消費組合の経営は組合員中より委員を挙げ別に定款を定めて之を行ふべし
- 第五条 消費組合は凡てを現金制度となし決して掛売をすべからず
- 第六条 消費組合は日用品を卸値を以て購買し普通市価を以て組合員に販売する

ものとす

- 第七条 消費組合は奢侈品、酒、煙草等を販売すべからず
第八条 利益の幾分は友愛会基金として必ず之を積立つべし
第九条 抛出金に対して利益中より年額五分の利子を付すべし
第十条 利益金は毎年末に組合員の購買高に応じて之を配分すべし
(『労働及産業』第50号・大正4年10月1日掲載)

この規約案の発表により消費組合が各地で作られ出したが、友愛会時代の代表的な消費組合は東京・月島購買組合であった。同組合は、1919（大正8）年3月、東京帝大の新人会の、山名義鶴の指導で友愛会京橋連合会の事業として始められた。協調会の『最近の社会運動』（昭和4年刊）によれば、出資金が1口に付き5円（第1回払込み1口に付き50銭）であって、設立9ヶ月間の売上高は1組合員当たり17円73銭という好成績であった。

友愛会の消費組合は、その後昭和に入り友愛会が総同盟になってから、着実に進められていった。1925（大正14）年に設立の千葉県・野田購買組合、大崎消費組合、尼崎金属・購買組合共栄社、1926（大正15）年のセメント労働組合田島消費組合、八王子労働組合消費組合、通友同志会・中央共同社、三河セメント購買組合、大阪金属・栗本共栄社、浅野造船消費組合に続き、昭和に入り1927（昭和2）年に神奈川鉄工消費組合、巣鴨通友購買組合、尼崎木管組合・購買組合共立社、製鋼労働消費組合、1928（昭和3）年に因島労働組合・消費組合相愛社、東京硝子工従業員消費組合、埼玉第一区消費組合、埼玉労働組合・窯業消費組合、大阪金属・久保田共栄社、1929（昭和4）年に入り9月までに通友同志会・神田支部事業部、同・民衆消費組合、門司・浅野セメント従業員消費組合、製鋼労働小倉消費組合が作られた。

総同盟関係の消費組合は、結成後に統廃合、解散もあったが、1929（昭和4）年9月現在で関東地方で14組合、関西地方で7組合、計21組合を数えた。

その後、消費組合においても、労働組合と同じように左右の対立があり分立していった。総同盟系消費組合は、民主的消費組合を結集して消費組合連合会を結成、左派の関東消費組合連盟と競合した。

《引用・参考文献》

- 隅谷三喜男著『日本労働運動史』（有信堂・昭和41年）
労働運動史料委員会『日本労働運動史料』第3巻（労働運動史料刊行委員会・1986）
天地清次著『友愛会・総同盟運動史』（民社党教宣局・平成2年）